



目次

1.0 1.1	<mark>はじめに</mark> CEOメッセージ	
1.2	行動規範を必要とするのは 当社のコアバリューと事業指針	1
	あなたの果たすべき責任	2
2.1	個人としての責任	4
2.2	インテグリティ・チェック	5
2.4	助言を求め、声を上げる マネージャーとしての責任	6 7
3.0	私たちの行い、人々と文化	8
3.1	健康、安全、セキュリティと環境および社会的業績	10
3.2	人権	11
3.3	ハラスメント	12
3.4	機会均等	14
3.5	ITおよび電子コミュニケーションの利用	15
3.6	インサイダー取引	16
3.7	資産の保全	17
4.0	情報とコミュニケーションに関するリスク管理	18
4.1	データプライバシー	20
4.2	知的財産	22
	情報と記録の管理	23
4.4	開示と業務上のコミュニケーション	24
5.0	第三者と国際的関わり合いにおけるリスクマネジメント	26
5.1	贈収賄と汚職の防止	28
5.2	贈答品と接待	29
5.3	利益相反	30
5.4	J(=1,0,1,0,3	32
5.5	政治活動と政治的支払い	33
5.6	独占禁止	34
5.7	貿易コンプライアンス	35
6.0	最後に	36
6.1	用語集	37
6.2	シェルの基本事業指針	38

CEOメッセージ

当社の行動規範(「規範」)へようこそ。本規範は、 私たち一人ひとりが正しい意思決定を行い、シェルの コアバリューと事業指針に忠実であり続けることを支 援するために作成されました。

これらのコアバリューと事業指針は、私たちの会社の 核をなすものです。「オプション」ではありません。 これらに従わないという選択をすることは、シェルで 働かないという選択をするのと同じことです。

私たちは皆、自分たちは倫理的であると信じていますが、この世界とビジネスを取り巻く環境は刻々と変化しています。自分たちはすべてを知っている、自分たちにリスクはないという思い込みは大変危険です。

本規範は、皆さんが果たすべき責任を明示することで、自身の職務に関わるリスクが何なのかについての理解を助けます。マネージャーの皆さんには、本規範のもとでその責任を果たす手助けとなる、追加的セクションがあります。また、本内容に記載のない困難な状況を解決に導くために、「インテグリティ(高潔さ)・チェック」を利用することもできます。

マネージャーなのか、従業員や派遣社員なのかに関わらず、ぜひ本規範を読み、活用することで、あなたがシェルの倫理的文化を維持し、シェルの未来を守るために自身の役割を果たしていることを確実なものにしてください。

個々人の倫理とコンプライアンスの実践は、私たちそれぞれに全面的に委ねられています。コンプライアンスが100%に満たなければ、当社の業績を悪化させ、利益を損なうばかりか、当社が苦労して築き上げてきた信頼を損なうという多大な代償を支払うリスクを被ります。本規範に従うことで、皆さんはシェルの信頼性と競争力、低価格の実現を支えます。

本規範を、知識のアップデートに役立て、的確な助言を与えてくれるガイドとして活用してください。驚くべき発見があるかもしれません――新たなリスクが出現したり、おそらく業務上の変化により、これまで認識していなかったリスクが顕在化したことに気づくでしょう。現状に甘んじて、規則を破ったり、自分自身や同僚、シェにとって受け入れがたいリスクを生み出す危険に、自身をさらさないでください。自身の理解に確信が持てなかったら、本規範に定められているように、またはシェル倫理&コンプライアンスオフィスに連絡して、必ず助言を求めてください。

皆さんの倫理とコンプライアンスへのコミット メントに、感謝します。



ワエル・サワン CEO



行動規範を必要とす るのは

本規範は、すべてのシェル社の全 従業員、取締役および役員に適用され ます。シェル社で就業する派遣社員も また、本規範に従わなければなりませ ん。シェル社の代理または代行とし て、またシェル社の名のもとで(サー ビス、手続きまたその他のあらゆる 事業活動の委託を通じ)業務を行う請負 業者とコンサルタントは、当社に代わっ て業務活動を行う際には、本規範を遵守 することが求められます。

独立した請負業者とコンサルタントは、 シェルのスタッフとの取引において適用 される本規範について知らなければなり ません。

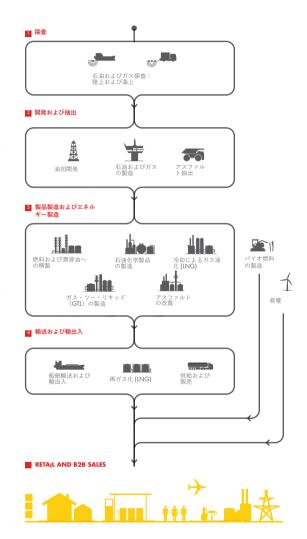
シェル社が合弁事業の運営者として正式 に指名されている場合、シェル社は、その合弁事業の運営に本規範を適用しなければなりません。

行動規範をどのように活用するか

本規範には、法令、期待事項、ガイダンスに関する実践的な助言が盛り込まれています。また、自身の適切な判断の参考となる詳しい情報ソースへのアクセスも提示しています。

さらに、本規範のすべてのトピックに 関するよくある質問も、次ページのイ ラスト図にあるツールを使って参照で きます。

シェルについて



Shell plc が直接的および間接的に株式を所有する企業は、別会社です。本冊子において、「シェル」、「グループ」、「シェルグループ」という表現は、便宜上、全般的なシェル社を指すために使用されることがあります。同様に、「私たち」、「当社」という語も、シェル社全般またはそこで働く人々を指します。またこれらの表現は、具体的な企業の特定が不要な場合にも使用されます。

当社のコアバリューと事 業指針

シェルにおいて、私たちは一連のコアバリュ ーを共有しています。誠実さ、インテグリテ ィー、そして人々への敬意です。職業生活を 通じてこれらを実践することで、私たち一人 ひとりが、シェルの信頼性を守り、高めるた めの役割を果たしています。

共有されたコアバリューは、当社のすべて の業務活動を支え、行動規範とシェルの基 本事業指針 (SGBP) の基礎となっていま す。SGBPは本冊子の巻末に掲載されており、 また全文はこちら (www.shell.com/sqbp) から読むことができます。SGBPは、シェル **社がどのように事業活動を行うかを規定し、** 株主、顧客、従業員、ビジネスパートナー、 そして社会に対する責任がまとめられていま す。この行動規範では、シェルがあなたに期 待する行動と、あなたがシェルに何を期待で きるかが示されています。

私たちは、その行いによって評価されます。 法律やSGBP、そして本規範にもとづいて行動 することで、当社の評価は守られます。当社 は、ビジネスパートナーに対しても、SGBPま たは同等の原則に従って事業活動を行うこと を奨励します。

当社のコアバリューと指針を知り、それに忠 実であることで、本規範を理解し、それに従 うことができるようになります。

なぜ行動規範が必要なのか

当社の従業員に期待される行動を説明し、 いかに当社の事業指針やコアバリューに共 鳴してもらうかを示すためです。

右に示されたアイコンがある 箇所では、本規範の各トピッ クに関連する情報とQ&Aを参 照することができます。お持 ちのスマートフォンにQRコー ドリーダーがインストールされ QRコードリーダーは、アプ ていれば、リーダーを立ち上 げ、頭のイラストにカメラを合ダウンロードできます。 わせてください。ウェブサイ

トまたは動画が開きます。も しくは、http://sww.shell.com/ ethicsandcomplianceをご覧く ださい。

リストアから



あなたの果たすべき責任

シェルにおけるあなたの職務がなんであれ、日々の業務において、あなたは本規範に従って行動することが求められています。

本セクションでは、あなたが果たすべき責任の概要を説明し、倫理 的な意思決定への指針を示しています。また、マネージャーとして の責任についても詳しい説明があります。

大切なこと一誰かが本規範に違反していたら、または違反している 疑いがあれば、声を上げてください。

このセクションの内容

C 07 E	// a/ wh a	
2.1	個人としての責任	4
2.2	インテグリティ・チェック	5
2.3	助言を求め、声を上げる	6
2.4	マネージャーとしての責任	7







2.1 個人としての責任

正しいことを実行する

行動規範はあなたのためのものです。シェル の全社員が、例外なく、日々守るべき境界線 を定めています。読んでください。理解して ください。そして、従ってください。

あなたの果たすべき責任

- 自身の職務におけるリスクとその管理方法 を理解する。
- ■判断に迷ったら助言を求める。
- 指定の倫理コンプライアンストレーニングを 速やかに完了する。
- ■提携するあらゆる第三者の請負業者、代理業者やコンサルタントに、当社が本規範に従っていること、彼らはそれに応じる形で業務を遂行しなければならないことを確実に認識してもらう。
- 声を上げる。本規範に反するいかなる疑い も、報告する義務があります。

もし本規範に違反したら

本規範および指定された関連規程の違反は、 解雇を含む懲戒処分の対象となります。場合 によっては、シェルはその違反を関連当局に 報告し、それにより法的措置、罰金または懲 役刑が課される場合もあります。

インフォメーション窓口



倫理とコンプライアンスに関する情報、トレーニングおよび相談窓口は、こちらから参照できます。http://sww.shell.com/ethicsandcompliance

2.2 インテグリティ・チェック

当社の行動規範は、すべての状況やジレンマ、 決定に関して個別に助言を与えることはできません。あなたやあなたのチームに起こるかもしれない行動規範に関わるジレンマについて考えるため、「インテグリティ(高潔さ)・チェック」で質問に答えてみましょう。

もちろん、いつでも直属の上司、シェル倫 理&コンプライアンスオフィス、人事部、シェル法務部、またはグローバル・ヘルプライ ンに相談できます。

	迷ったら、自問自答してみよう			
o V	私は、当社のコアバリューである「誠実さ、インテ グリティ、人々への敬意」を守っているか?	>	?	助言を求める
0	私がしていることは、倫理的であり、 SGBP 、行動規範とその関連マニュアルに従っているか?	>	?	助言を求める
O	それは合法的であり、私にはそれをする権限が あるか?	>	?	助言を求める
O	シェルの信頼性を傷つけるリスクも含め、潜在的 なリスクを十分に理解しているか?	>	?	助言を求める
O	それは正しい行いであり、私は模範を示してい るか?	>	?	助言を求める
O	このことが公になっても、私は自分が正しいことをしたと思えるか?	>	?	助言を求める

2.3 助言を求め、声を上げる

本規範に関わる問題について助言を求めたい、または懸念を報告したい場合は、直属の上司、シェル倫理&コンプライアンスオフィス、人事部、シェル法務担当に話をしてください。または、グローバル・ヘルプラインに連絡することもできます。各国の電話番号またはインターネットを通じ、24時間年中無休で利用でき、独立した第三者が対応します。希望すれば、匿名で電話をかけたり報告の提出ができます。

もし、誰かが本規範に違反していたり、違反している疑いがあれば、それを報告するのはあなたの義務です。もし何もしなければ、あなたはシェルの信頼性をリスクにさらし、またシェルの利益に影響する制裁金のリスクも負わせることになります。懸念を報告することで、シェルは本規範への違反行為やその可能性を早期に発見する機会を得ます。

シェルは、誠意を持って本規範への違反の可能性に関する懸念を表明した人間に対する報復を許しません。実際、シェルの社員に対するいかなる脅迫や報復行為も、本規範への重大な違反となります。

詳細は、http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/report_concerns/ global_helpline.htmlを参照してください。

グローバル・ヘルプラインへはこちらから https://shell.alertline.eu/

国によっては、携帯電話や公衆電話からはフリーダイヤルの番号にかけられない場合があります。そのような場合には、米国のコレクトコール番号(+1-704-973-0344)を利用することもできます。

2.4 マネージャーとしての責任

マネージャーには、当社の倫理基準を推進し、 チームの模範として行動することが求められま す。そのため、本規範を守り、倫理とコンプラ イアンスを実践する文化、つまり正しいことを 実行するのが当然であり、人々が自信を持って 声を上げることができる環境を維持するための リーダーシップが期待されます。

マネージャーとしてすべきこと:

- ■本規範を理解し、それに従う。
- 自身のチームの業務や機能における主な規範 違反リスクと、それを軽減するための手順を 理解する。
- チームメンバーが迅速に倫理&コンプライア ンストレーニングを完了できるよう、時間を 調整する。
- チームメンバーに、贈答品および接待、利益相反の可能性を行動規範記録簿に記録することを含め、規範違反の防止のために従うべき手順を確実に理解してもらう。
- ■チームの新メンバーに、当社の行動規範および職務に関わるリスク、助言とサポートの求め方について、速やかに概要説明を行う。
- ■本規範のあらゆる違反に注意を払い、チームメンバーが違反やその可能性に気づいたら、 声を上げるよう促す。
- ■本規範違反の可能性の報告を受けたら、それを報告する義務がある。シェル倫理&コンプライアンスオフィス、人事部、シェル法務部、またはグローバル・ヘルプラインに伝えてください。報告されたすべての懸念の機密保持も確実に行ってください。決して、1人でその問題を調査しようとしないでください。
- 本規範違反への対応として、適切な事後管理を策定し、実施する。

私たちの行い、 人々と文化

当社は、シェルが働きやすい場所であることを望み、常に正 しいことを実行する企業として、顧客やサプライヤー、政府 や地域社会からの信頼を守りたいと願っています。そのため に、シェルの名のもとで事業活動を行う誰もが、誠実さ、イ ンテグリティ、人々への敬意という当社のコアバリューを実 践することを求められています。

当社の行動規範の本セクションでは、当社があなたに期待 する、そしてあなたが同僚たちに求める権利のある、よい 行いの基準が定められています。

大切なこと一誰かが本規範に違反していたら、または違反し ている疑いがあれば、声を上げてください。

このセクションの内容

3.1	健康、安全、セキュリティと環境および社会	
	的業績社会的業績	10
3.2	人権	11
3.3	ハラスメント	12
3.4	機会均等	14
3.5	ITおよび電子コミュニケーションの利用	15
3.6	インサイダー取引	16
3.7	資産保全	17





「当社の行動規範は、私たち一人ひとりが正しい意思決定を行い、当社のコアバリューと事業指針に忠実であり続けることを支援するために作成されました……ぜひ、あなたがシェルの未来を守るために自身の役割を果たしていることを確実なものにしてください。」

ワエル・サワン CEO



3.1 健康、安全、セキュリティと環境および社会的業績

シェルは、世界で拡大し続けるエネルギー需要に、経済的、環境的、社会的責任を果たす方法で応えるために力を尽くしています。

当社の目標は、「労災無し、漏洩無し」でゴール・ゼロを達成することです。人々に危害を与えず、環境を保護するという目標に向けて尽力する一方、その目標と合致するやり方でエネルギー資源、製品、サービスを開発しています。

持続的な社会的利益を生み出すことで、顧客や株主からの信頼を獲得し、また同時に、当社が事業活動を行うコミュニティにおいてよき隣人として貢献することを目指しています。

すべてのシェル社、請負業者およびシェルの 運営管理下にある合弁事業は、法令の確実 な遵守と継続的な業績改善の達成を目的とし た、健康、安全、セキュリティと環境および 社会的業績(HSSE&SP)のマネジメントに関 し体系的に取り組むのと同時に、すべてのシェルの職員と請負業者がこの取組みを共有で きる文化を促進することが求められます。シェル各社は、HSSE&SPの改善目標を定め、その実績値を測定、評価、報告する必要があります。

シェルのHSSE&SP統制フレームワークが、全社にわたるHSSE&SPの取組みおよび方針の効果的かつ効率的な実施をサポートします。このようにして、当社は、当社の事業やプロジェクトが社会や環境に及ぼす影響に対応しています。

あなたの果たすべき責任

- ■3つのゴールデン・ルールに従う。
 - (1)法令、基準および手順の遵守
 - (3)危険な、またはコンプライアンスが守られていない状況への**介入**
 - (8)周囲の人々への**敬意**
- ■自身の業務における、HSSE&SPに関する取 組みおよび方針の遵守を確実に行う。
- ■9のライフ·セービング ルール (救命ルール)に従う。
- HSSE&SPインシデント、潜在的インシデントまたはニアミスの状況に気づき次第、直ちに報告し、対処する。

インフォメーション窓口



HSSE&SPに関する取組みおよび方針、ライフ・セービングルール(救命ルール)、HSSE&SP統制フレームワークマニュアルは、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/hsse

HSSE&SPインシデントの報告はこちらから – http://sww. shell.com/hse/it/fim/input.html

3.2 人権

人権を尊重する方法で活動を行うことは、シェルの事業において不可欠であり、当社の事業許可の土台をなすものです。人権に関する要件は、既存のフレームワーク、マニュアル、指針に組み込まれており、以下のことが求められます。

- ■社会的業績。すべての主要なプロジェクト および施設は、社会的業績計画を策定し、当 社の事業が地域社会に与える社会的影響に対 処します。
- セキュリティ。全社にわたるセキュリティ要件により、人権と地域社会の安全を尊重する方法で、職員、請負業者および施設の安全を確保します。
- 人的資源。当社の指針および基準では、公正 な労働慣行と前向きな職場環境の構築が推進 されます。
- 契約と調達。当社は持続可能な成長に貢献 し、経済的で環境的にやさしく社会的責任を 果たす請負業者およびサプライヤーとの協働 を目指します。

当社は、国連の「世界人権宣言」と国際労働機関 (ILO) の基本条約を含む、適用される法令を遵守します。また、当社は外部ステークホルダーと 定期的に関わり、常に当社が事業活動を行うコミュニティの全般的ウェルビーイングへの、直接的また間接的な貢献を目指します。

あなたの果たすべき責任

- 自身の業務が、社会的業績、セキュリティ、人的資源、契約と調達におけるシェルの人権への取組みを遵守していることを確認する。
- 当社の事業に関し、何らかの人権侵害や 人権侵害の疑いがある場合、報告の義務 がある。

インフォメーション窓口



人権および人権管理に関する自身の 役割に関連するシェルの規程は、 こちらから参照できます。 http:// sww.shell.com/ ethicsandcompliance/ humanrights

3.3 ハラスメント

シェルでは、ハラスメントは許されません。 当社は、いかなる侮辱的、威嚇的、または敵 対的な行為や行動、言動も許しません。他者 に敬意を払い、不適切と受け取られる恐れの ある状況を避けてください。

フィードバックや批判、反論は常に 適切で丁寧な方法で提供しなければなりません。特に、ある文化では許容されることが別 の文化では許容されないという、文化的相違 を意識してください。それらの違いを意識 し、理解することが大切です。

あなたの果たすべき責任

- ■常に敬意を持って他者と接する。
- 身体的に、または言葉によって、他者を威嚇したり侮辱しない。
- ■不適切な冗談やコメントは控える。
- 攻撃的または冒涜的な内容のもの を見せない。
- 誰かの態度が攻撃的、威嚇的、侮辱的また は冒涜的だと思ったら、異議を唱える。い つでも、直属の上司、シェル倫理&コンプ ライアンスオフィス、人事部、シェル法務 部、またはグローバル・ヘルプラインに相 談できます。

インフォメーション窓口



ダイバーシティやインクルージョン に関する詳細情報は、こちらから参 照できます。http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/harassment



上司の無礼な冗談やコメント に、私たち何人もが居心地の 悪い思いをしています。どう したらよいでしょうか。

A

あなたがどう感じているかを上司に伝えましょう。もし上司に直接話すのが気まずければ、別のマネージャーやシェル倫理&コンプライアンスオフィス、人事部に相談するか、またはグローバル・ヘルプラインに電話もできます。従業員が脅されたり怯えている、ハラスメントや敵意のある職場環境は許されません。



3.4 機会均等

シェルでは、誰もが均等な機会を与えられます。そうすることで常に最大限の人材プールを活用し、優秀な人々を惹きつけられるようになります。私たちはシェルの全人材を信頼し、機会均等に関する実績を継続していきます。

人はときに、そうとは気づかずに機会均等の 原則を破ってしまうことがあります。例え ば、無意識な先入観のため自分と似た人材を 採用してしまうかもしれません。そのため、 常に客観的であるよう努力し、個人的感情や 偏見、嗜好性が雇用に関する決定に影響しな いことを確実にしなければなりません。ま た、雇用の決定に影響する可能性がある現地 規則にも気をつける必要があります。

あなたの果たすべき責任

- ■採用、評価、昇進、トレーニング、開発、 懲罰、報酬、解雇を含む雇用に関する決定 を行う際は、評価、資格、実績および業務 上の検討を含む客観的要因のみにもとづい て判断する。
- 多様性の価値を理解し、人種、肌の色、 宗教、年齢、性別、性的嗜好、自覚して いる性、配偶者の有無、障がい、民族的 出身、国籍にもとづくいかなる差別も行 わない。

インフォメーション窓口



無意識の先入観に関する詳細情報は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/eo

3.5 ITおよび電子コミュニケーションの利用

シェルは、安全で機密保持が守られる方法で業 務を行えるよう、社員にITおよび電子コミュニ ケーションを提供します。ITおよび電子コミュ ニケーションを使用する際の皆さんの責任は、 以下のように定められています。

ITおよび電子コミュニケーションとは、ハード ウェア、ソフトウェア、またそれらを使用して 処理されるすべてのデータを含みます。直属の 上司から業務使用の承認を受けた場合、これら には自身のIT機器(「自身の機器の持参」)が含 まれることがあります。

シェルは、社用のIT機器およびシェルのネットワ ークに接続されたすべてのIT機器の使用状況を記■社用の携帯電話を使用する場合は、利用規 録し、モニタリングします。

あなたの果たすべき責任

- シェルのITセキュリティ要件を遵守する。
- ■直属の上司から承認を受けた場合を除き、個人 の電子メールアカウントを業務トのコミュニケ ーションに使用しない。

- 自身のシェルITログイン情報を他人と共有し ない。
- シェルにより自身のIT機器にダウンロードさ れたセキュリティやその他構成設定を、シ ェルITからの指示がない限り、変更したり無 効化しない。
- シェルITおよび電子コミュニケーションの、 ソーシャルメディアを含めた個人的使用 を、必要時のみ短時間にとどめ、個人的な 電子メールではシェルの社名やブランドを 使用しない。
- 定に従う。
- シェルITおよびコミュニケーション設備を使 用する際は、ポルノグラフィやその他わい せつまたは不愉快なコンテンツへのアクセ ス、その保存や送信、投稿を行わず、また オンライン賭博に接続したり非合法な活動 を行わない。
- ■個人的使用のために、画像や(ストリーミ ング) メディアファイルを保存・転送した り、その他の大量トラフィックや大容量ス トレージ消費を発生させない。
- シェルITやコミュニケーション設備を使用し て個人的なビジネス活動を行わず、また他 人のそのような活動のサポートをしない。
- グループの規則で定義されている通り、ビ ジネス情報の保存、処理、共有には、承認 されたインターネットサービス(商業用、 消費者向け、使用フリーを問わず)のみを 使用する。

インフォメーション窓口



携帯電話規程、ソーシャルメディアガ イドラインおよび情報リスク管理の詳 細は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/useofit

3.6 インサイダー取引

シェルは、インサイダー取引に関する国内法 および国際法(会社の内部情報を保持する場 合の株式その他の証券取引についてなど) を遵守します。内部情報とは、グループ内で 保持される、正確で、一般的には得ることの できない、そしてそれを得た場合に Shell plc またはその他の上場企業の株 式その他証券の市場価格に重要な影響を与え るであろう知識のことです。内部情報にもと づいた取引とは、直接的な証券取引のほか、 内部情報を他者に伝え、その人物が内部情報 を利用して行う株式その他の証券取引も含ま れます。インサイダー取引は違法であり、公正 を欠く行為です。

あなたの果たすべき責任

- Shell plcに関する内部情報を、承認を受けた場合を除き、他者と共有しない。
- 内部情報を保持している場合は、Shell plc の証券の取引を行わない。
- 従業員内部者リストに載っている場合、先 に許可を得ることなしに取引を行わない。
- 業務を遂行する中で、ある上場企業の内部 情報を得た場合、その内部情報が公になる までその企業の株式や証券の取引を行わな い。また、承認を受けた場合を除き、その 情報を誰にも共有してはいけません。

インフォメーション窓口



インサイダー取引についての詳細は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/insiderdealing

3.7 資産の保全

シェルの資産には、有形、電子、金融、無形と、さまざまな形式があります。 それがシェルのノートパソコンであろうと、ブランド、もしくは施設や建物であろうと、私たちはそれらの資産が大切に扱われることを求めます。

あなたの果たすべき責任

- ■シェルの資産を保全し、適切に取り扱うことに個人としての責任を持つ。シェルの資産の浪費、紛失、破損、悪用、不正使用、盗難、横領、侵害、その他の誤った使用に関与せず、それらの行為からシェルの資産を保全します。
- 自身に委託された会社資産を保全し、シェルの共有資産を紛失・不正使用から保護するために自身のなすべき役割を果たす。盗難のリスクに注意します。
- 文書を違法に隠ぺい、改ざん、破棄しない。
- 社用クレジットカードは、合理的で承認されている業務経費のみに使用し、また禁止区分の商品の購入に使用しない。
- ■コピー機や社屋など、シェルの共有資産保全のために、自身のなすべき役割を果たす。個人的な責任を負っているわけではありませんが、それらを丁寧に扱い、もし誰かがそれらをリスクにさらしたり不適切に使用している場合には、止めさせるか、そのことを報告してください。
- ■他者の資産に敬意を払う。

インフォメーション窓口



グローバル・コーポレート カード (GCC) 規程と禁止区分のリストは、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/poa

情報とコミュニケーショ ンに関するリスク管理

シェルでの私たちの業務活動は、情報の使用と交換に依存しています。日々の業務において、私たちはさまざまな方法で情報を処理し、コミュニケーションを行っているため、それらの活動に関連したリスクについても検討する必要があります。これらのリスクには、個人データやシェルの知的財産が不正行為者の手に渡るリスクも含まれます。不注意なコミュニケーションや承認されていない開示もまた、当社の信頼を傷つけ、法的措置を招く恐れがあります。行動規範の本セクションは、このようなリスクに対処するために作成されています。

大切なこと一誰かが本規範に違反していたら、または違反している疑いがあれば、声を上げてください。

このセクションの内容

4.1	データプライバシー	20
4.2	知的財産	22
4.3	情報と記録の管理	23
4.4	開示と業務上のコミュニケーション	24





「皆さんのガイドとして、本規範を活用してください…… 驚くべき発見があるかもしれません――新たなリスクが出現したり、おそらく業務上の変化により、これまで認識していなかったリスクが顕在化したことに気づくでしょう。」

フエル・サワン CEO



4.1 データプライバシー

データプライバシー法は、個人に関する情報、つまり個人データを保護するものです。シェルでは、社員、顧客、サプライヤー、そしてビジネスパートナーのプライバシーの権利を尊重しています。当社は、個人データのプロフェッショナルで適法な、かつ倫理的な方法での管理に努めています。

個人データとは、氏名や連絡先など、特定された、または特定しうる個人に関連したあらゆる情報と広く定義されます。人種や民族的出自、健康データ、性的嗜好、犯罪歴や労働組合員であることなど、より私的な情報はセンシティブな個人データとされ、より厳格な要件の対象となります。

私たちは、個人データを合法的な目的のためにのみ処理することができます。そのデータは正確で収集目的に適ったものであり、また不適切なアクセスや悪用からは適切に保護されなければなりません。それが第三者に転送される際は、適切に保護されなければなりません。これらの要件を遵守しない場合、個人に危害が加えられる危険性があり、処理の中止を求められ、罰金や訴訟を招く恐れもあり

ます。また、シェルの信頼性をリスクにさらすことにもなります。

あなたの果たすべき責任

- 個人データの収集、使用、保持、開示に先立 ち、新しいITシステム、プロジェクト、マーケ ティング戦略などにおけるプライバシーリス クを特定する。
- 個人データは、特定の、明確な、合法的な目 的のためにのみ処理する。
- ある人物の個人データを処理したり共有する際は、必ず本人に通知する。場合によっては、本人の事前の承諾が必要となる。
 - ーもし第三者と共有される場合は、常に個人 データを保護しなければなりません。第 三者へ共有する際に承諾が必要かどうか、 またどのように保護すべきかが不明な場合 は、必ずシェル法務部またはシェル倫理& コンプライアンスオフィスに助言を求めて ください。
- 自身が保管する個人データを常に最新に保 たれて、不要になったら必ず破棄されるこ とを確認する。

インフォメーション窓口



データプライバシーマニュアル、データプライバシー規則、データプライバシー イバシーに関する相談窓口は、こちらから参照できます。http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/dp

Q

友人が、彼女の営業用メーリングリストに加えるために私の同僚たちの連絡先を尋ねてきました。私は同僚たちが彼女の販売する商品を購入したがると思い、また彼女を助けたいと思っています。彼女に同僚たちの名前とメールアドレスを渡してもよいでしょうか?



いいえ。その友人は、顧客リストを 構築するための別の方法を探すべき です。個人データは、適法かつシェ ルの事業目的のためにのみ処理がで きます。



4.2 知的財産

シェルには、すばらしいブランドとアイデア、技術があり、私たち全員が守っていくべき偉大な名声が与えられました。

これらの価値あるブランドやアイデア、技術もまた、商標や特許、ノウハウ、企業秘密やその他の知的財産権と同様に保護され、シェルのために最適な利用がなされなくてはなりません。

同様に、私たちが他社の知的財産権を尊重 し、侵害を避けることも大切です。そうしな ければ、当社の事業と信頼性を傷つけるリス クが生じ、事業運営の能力やライセンスに影 響する恐れがあります。

あなたの果たすべき責任

- ブランド基準に従い、シェルのブランドや商標 を適切に使用する。
- 自身のイノベーションや発明は、シェル法務部 IP担当へ報告する。
- シェルの事業および技術情報を適切に分類・保 管し、またアクセスを適切に管理する。
- シェルの機密情報を許可なく、または適切な文書による契約なしにシェル社外へ開示しない。また、契約にもとづき提供される情報の記録を行う。
- 許可を得て、また事前の文書による契約のもと で受け取りに同意しない限り、第三者からの機 密情報を受け取らない。
- 第三者の機密情報を不正に使用しない。もし市場での新たなブランドや専有技術の導入の担当をしている場合は、シェルによる他者の知的財産権侵害のリスクを軽減するために、まずシェル法務IP担当へ相談する。
- 第三者によるシェルの知的財産権の侵害または 不正使用(機密情報の含まれる文書を回覧する など)に気づいた場合は、報告の義務がある。

インフォメーション窓口



知的財産基準および知的財産フレームワーク、ブランド基準、IPに関する相談窓口は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/ip

4.3 情報と記録の管理

すべての組織と同様、私たちは事業上の意思決定や日常業務を行うために、情報の使用と交換に依存しています。私たちはその情報を責任を持って作成、使用し、それらを確実に保護することが求められます(特に個人の詳細や商業的に機密性の高い情報、知的財産に関するデータ(自社および他社のもの)について)。シェルの環境から離れている際の機密情報の保護には、特に注意を払わなければなりません。また、企業としての記録を保存し、法規制の要件を満たすために、私たちは事業活動の正式な「記録」の保管を確実に行う義務があります。

あなたの果たすべき責任

- 自身が扱うあらゆる情報に関連するリスク評価 を行い、それらのリスク管理と情報の保護を適 切に行う。
- ■情報を作成したり受け取る際は、機密性の程度を指定し、必要であれば「記録」であることを宣言し、承認されたグループ・レポジトリに保管し、承認・許可を受けた相手とのみ共有し、より詳細な情報管理要件およびガイダンス資料に従う。
- もし第三者と連携する場合は、事前に情報共有 の権限を得る。
- シェル法務部から情報の保管を指示されている 場合は、指示通り確実に保管を行う。

インフォメーション窓口



情報管理要件は、こちらから参照 できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/im

4.4 開示と業務上のコミュニケーション

私たちは、あらゆる手段を使ってコミュニケーションを行います。そしてシェルの社員である私たちが書いたり話したりするすべてのことは、シェルの信頼性に影響を与えます。いかなる使用媒体においても、社内か社外かを問わず、電子メールやソーシャルメディアに適用される追加規定を含め、情報開示と業務上のコミュニケーションに関するシェルの規則に従うことが求められます。

シェルの名のもとに公にされるすべてのコミ ュニケーションは開示要件の対象となり、従 って渉外部の、また場合によっては渉外部お よびメディアリレーションズ部、インベスタ ーリレーションズ部の承認を受けなければな りません。特にそのコミュニケーションに未 来の情報が含まれる場合には、適切な免責条 項が使用されなければなりません。シェルの 名のもとに公表されるすべてのコミュニケー ションは、すべての重要な点において正確で あり、完全であり、妥当性があり、公平な、 すべての適用される法令に準拠したものでな ければなりません。加えて、継続的に最新で あると見なされない情報公開に関しては、 開示が行われた日付を付さなければなりませ ん。不正確、不完全、または誤解を招く情報 の提供は、違法である可能性があり、シェル および関係する個人に対する罰金、制裁措置 および刑事罰が課される恐れがあります。

業務目的での個人的なソーシャルメディアの利用は、固く禁じられています。従業員が個人的な目的のためソーシャルメディアを利用するかどうかを選択するのは個人の決定であり、業務決定ではありません。しかしながら、その従業員の業務遂行、シェルのほかの従業員の業務遂行、またはシェルの事業や信頼性に影響を与えるようなソーシャルメディア活動は、その活動が従業員の個人アカウントで行われているかどうかに関わらず、本規範によって管理されます。

あなたの果たすべき責任

- シェルの事業活動に関する情報を、権限がある場合を除き、開示しない。これは発言およびあらゆる書面に適用されます。
- シェルのメディアリレーションズ部の開示許可なしに、シェルの名を使ってメディアに関与しない。
- 投資関連のコミュニティに参加する前に、インベスターリレーションズ部に相談する。
- ■シェルの事業活動や財務状況に関し、ソーシャルメディアを含め一般や投資家に向けて情報公開を行うのが自身の職務だった場合、適切な許可を得た上で、その情報が真実であり、正確であり、一貫性があり、誤解を招くものではないことを確認する。すべての関連するグループ基準およびマニュアルに従い、必ず承認された言語を使用し、「シェル」や「グループ」などの用語を使用する際はシェルのスタイルガイドに準拠し、常にその伝達内容に適した媒体を使用する。

- その伝達内容がどのシェル社から発信されているかを明記し、現地法で定められた詳細および自身の連絡先(適切な電子メールのフッター欄など)を記載する。
- 会社権限を持つ場合は、それが該当するシェル社のみに関与し、自身が勤務していない会社に関する指示を出したり決定を下さない。
- センシティブな内容や機密事項に関する気 軽な会話に関与したり、人種差別的、性差 別的、攻撃的、中傷、詐欺その他不適切な 内容が含まれるコミュニケーションを発信 しない。
- もし自身が承認を受けたユーザーでかつ必要なトレーニングを受けた場合、業務目的でのみシェルが承認したソーシャルメディアチャネルを使用できる。

- 個人のソーシャルメディアアカウントを、業務 上の機密情報の開示やその他の業務目的で使用 しない。
- もし個人的な目的で個人のソーシャルメディアをエネルギー関連の議論のために使用する場合、またはシェルおよびその製品、サービスへの評価を支持または提供する場合、以下のことを開示してください。
 - ―自身がシェルの従業員であること。
 - ―シェルの代表としての発言ではないこと。
 - 一表明された意見は個人のものであり、必ずしもシェルの見解を反映したものではないこと。

インフォメーション窓口



グループ開示マニュアル、メディアリレーションズ部およびインベスターリレーションズ部の連絡先、業務コミュニケーション基準、ソーシャルメディアガイドラインは、こちらから参照できます。

http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/disclosureandbc

第三者と国際的関わり合いに おけるリスクマネジメント

シェルが顧客、ビジネスパートナー、合弁事業、公務員、競合他社その 他あらゆるステークホルダーと取引を行う際はいつも、私たちはチャン スと同時にリスクについて理解する必要があります。また、シェルの国 境を越えた関わり合いが、すべての関連する貿易法に確実に準拠してい なければなりません。

法令を遵守しなければ、シェルに対する罰金や事業への深刻な打撃を招 く恐れがあります。また個人にも、罰金や禁固刑が課される可能性があ ります。

行動規範の本セクションは、業務における関わり合いを、適法で倫理的 かつプロフェッショナルなものとし、自身を確実に不正行為の疑いから 守り、シェルの信頼性を保護するために作成されています。

大切なこと一誰かが本規範に違反していたら、または違反している疑い があれば、声を上げてください。

28

このセクションの内容

5.1	贈収賄と汚職の防止
5.2	贈答品と接待

- 29 53 利益相反 30
- 5.4 資金洗浄防止 32
- 5.5 政治活動と政治的支払い 33 5.6 独占禁止 34
- 貿易コンプライアンス 3.5 57







5.1 贈収賄と汚職の防止

シェルにおいて、当社は信用にもとづいた関係を構築し、その評価を維持し高めていくことを誓っています。そのため、ファシリテーション・ペイメントを含め、賄賂を支払うことは決して許されません。たとえ証拠のない贈賄や汚職の主張であっても、シェルの信頼性を傷つけることがあります。

シェルの事業に関わるすべての人が、当社が事業活動を行う国の、また国境を越えて適用される贈収賄防止(ABC)法を遵守しなければなりません。

あなたの果たすべき責任

- 業務上の利益を得たり優遇を得る見返りとして、個人的支払い、贈答品、好意を提供したり、支払ったり、実行したり、求めたり、受け取ったりしない。自分に代わって誰かがそのような行為を行うことを許しません。
- ■ファシリテーション・ペイメントを支払わない。ファシリテーション・ペイメントが要求されたり、支払われた場合、直ちにそのことを直属の上司、シェル倫理&コンプライアンスオフィス、シェル法務部、またはグローバル・ヘルプラインに相談してください。もし自身の生命、身体または自由が危険にさらされていると心から感じたために支払いを行った場合、それはファシリテーション・ペイメントではありませんが、ファシリテーション・ペイメントであった場合と同様に、報告を行わなければなりません。
- ABCおよびAMLマニュアルで定められた適切な デューデリジェンスを実施して、自分が取引を している相手を知る。
- 公務員との取引は特に贈賄リスクが高いため、ABCおよびAMLマニュアルで定められた必須要件に従う。
- ■汚職行為を報告する。贈賄と汚職を黙認すると、 シェルおよび個人への法的責任が発生する可能 性があります。

インフォメーション窓口



ABCおよびAMLマニュアル、 行動規範記録簿、ABCに関する相談窓 口、またABCの詳細情報は、こちらか ら参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/abc

5.2 贈答品と接待

正しいことを実行する、そして実行していると見なされることは大切です。そのため、ビジネスパートナーから贈答品や接待(G&H)を受けたり、彼らにG&Hを提供したりすることは、特にその授受を上司や同僚、家族に伝えたり、公に知らせることがはばかられる場合には避けることが求められます。特に、業務上の決定に影響を与えたり、影響を与えうると他者から疑われるようなG&Hは、提供することも受け取ることも決して許されません。G&Hに関するシェルの方針を、代理業者や、政府機関や公務員を含めたビジネスパートナーに伝えるようにしましょう。

インフォメーション窓口



規定額とFIに関するG&Hの詳細、行動規範記録簿、ABCおよびAMLマニュアル、ABCに関する相談窓口およびABCプログラムとFIに関する詳細は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/gh

懸念を報告する - グローバル・ヘルプライン(https://shell.alertline.eu/)

あなたの果たすべき責任

- 以下のことを、直接的にも間接的にも、提供したり、与えたり、求めたり、受け取ったりしない。
 - 一違法な、または不適切なG&H、現金または 現金等価物(契約上の合意がある場合を除 き日当を含む)、車両、個人的サービスま たはシェルの事業に関連する融資。
 - ービジネスパートナーが同席していない場合、または重要な業務決定が行われている期間におけるG&H。
 - 一直属の上司およびその他所定の承認を得ている場合を除き、規定額を超えるG&H。
- ■以下のことを、行動規範記録簿に登録する: 公務員その他の第三者との間で、規定額を超 えて授受されるすべてのG&H、利益相反を生 む、または影響すると見なされる可能性のあ るあらゆるG&H、また受け取りを辞退した、 現金または個人的なものを含む度を超えた贈 答品。
- 公務員にG&Hを提供する場合、以下のことを 提供したり支払ったりしない:観光目的の旅 行や私的訪問の追加日数、家族やゲストの招 待(ABCおよびSMEにより承認されている場 合を除く)。公務員に提供するG&Hの価値が 規定額を超える場合は、その提供に先立ち、 行動規範記録簿を通じて事前承認を申請す る。
- 業務を通じて得た規定額を超える賞金は、それを受け取る前に詳細を行動規範記録簿に入力し、直属の上司から承認を得る。

5.3 利益相反

Q

私の叔父は、この国のエネル ギー事務次官です。このこと を行動規範記録簿で申告すべ きでしょうか?

A

自身の職務、その国のシェル事業およびその他の条件によっては、これは潜在的な、または実際的な利益相反に該当し、またはそのように見なされる可能性があります。すべての場合において、行動規範記録簿で申告すべきです。その後、あなたとシェル、叔父さんを守るために何らかの緩和措置が取られるべきかどうか、直属の上司と議論しましょう。



利益相反(COI)は、個人的関係、外部活動への参加、または他の新規事業での利益が、自身のシェルにおける業務上の決定に影響を与える、または与えるものと他者から見なされる場合に発生します。実際的な、潜在的な、またそうと見なされる恐れのあるCOIは、あなたとシェルの信頼性を危険にさらす可能性があります。可能な限り、実際的な、潜在的な、またそうと見なされる恐れのあるCOIを防止しなければなりません。

実際的な、潜在的な、またそうと見なされる恐れのあるCOIが存在する場合、透明性を保ち、その詳細を行動規範記録簿に入力することで、いかなる疑いや誤った行為からも自分自身を守らなくてはなりません。数分で済む手続きにより、時間を要する調査をしなければならなくなる事態を防ぐことができます。

実際的な、潜在的な、またそうと見なされる恐れのあるCOIが発生しないのであれば、他の事業における権益を取得したり、勤務時間外に外部の専門的活動に従事することができます。また、勤務時間外に地域や公的機関、

教育施設、またその他の非営利団体で活動を 行うこともできます。ただし、そのような場合 は、すべての適用される法規制およびシェルの 規程を遵守しなければなりません。不明点があ れば、新たな活動を始める前に、直属の上司ま たはシェル倫理&コンプライアンスオフィスに 懸念を表明しなければなりません。

あなたの果たすべき責任

- シェルでの勤務中に行ういかなる意思決定が、自身や家族、友人の人間関係や外部的利益といった個人的な判断に影響されないようにする。
- それが実際に自身の決定に影響を与えるかどうかに関わらず、実際的な、潜在的な、またそうと見なされる恐れのあるCOIはすべて行動規範記録簿に登録する。
- そのような利益相反があるかどうか迷う場合は、直属の上司、シェル倫理&コンプライアンスオフィス、シェル法務部に相談する。
- 実際的な、潜在的な、またそうと見なされる 恐れのあるCOIが発生する、または発生する と見なされる意思決定を行わない。

インフォメーション窓口



COIの例、ABCおよびAMLマニュアル、行動規範記録簿、ABCに関する相談窓口およびABCプログラムの詳細は、こちらから参照できます。

http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/coi

5.4 資金洗浄防止

資金洗浄は、犯罪収益が合法な商取引に隠されているとき、または合法的な資金がテロリズムを含む犯罪行為の支援に使用されるときに発生します。すべての企業が、このような形で利用されるリスクを負っています。私たちは自身の信頼性を守り、法の遵守を確実にするために、警戒を怠ってはなりません。

あなたの果たすべき責任

- 犯罪者や犯罪容疑者と認識した上での取引、 または犯罪収益に関わる取引を行わない。
- シェルにより規定されているすべてのデュー・デリジェンスに従い、取引先の相手について把握する。
- シェルに代わって行う自身の商取引が、犯罪収益により得た金銭的収益または資産の 獲得、使用、保有に関わらないことを確実 にする。
- 犯罪資産の由来や性質を隠ぺいしない。
- 犯罪資産の獲得、所有、管理を促進しない。
- ■取引先がシェルとの取引に関連し資金洗浄に関与していると認識した、もしくはその疑いを持った場合は、シェル倫理&コンプライアンスオフィスまたはグローバル・ヘルプラインに速やかに報告する。法的要件を満たすため、その疑いを取引先には知らせないでください。関連文書を偽造、隠ぺい、破損または破棄してはなりません。

インフォメーション窓口



ABCおよびAMLマニュアルは、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/aml

5.5 政治活動と政治的支払い

私たちは誰もが、労働外の関心を持ち、労働時 ■ 職務としてシェルの見解を代弁することを明 間外に合法な政治活動に従事する権利を持って います。しかしながら、私たちはシェルの利益 と信頼性も守らなくてはなりません。そのた め、一人一人が、個人的な政治活動をシェルで の役割と切り離すことが大切です。

あなたの果たすべき責任

- シェルの資金やリソースを、直接的にも間接 的にも、政治運動や政党、政治的候補者やそ の関係者の資金援助のために使用しない。
- シェルの資金を、政治活動委員会(PAC)の 支援のために使用しない。事務用品や電子メ ール、コピー機や電話などの会社の資産は、 シェル従業員PACの支援にのみ使用する。
- シェルの資金を、慈善寄付という名目で政治 的支払いに使用しない(ABCおよびAMLマニ ュアルを参照)。

- 白に求められた場合を除き、自身が表明する 政治的見解や政治的行為は自分自身のもので あり、シェルのものではないことを常に明確 にする。
- 利益相反に関する規則を把握し、自身の政治 的動機にもとづく活動への参加が、自身やシ ェルに関する利益相反に関与しないことを確 認する。
- ■公職へ立候補する際には、事前に直属の上司 に相談し、了承を得る。また、その関心を行 動規範記録簿で申告し、政治参加に関する現 地の法令を遵守する。

インフォメーション窓口



政治活動と政治的支払い、ABCおよび AMIマニュアルの要件は、こちらから 参照できます。

http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/politicalactivity

5.6 独占禁止

独占禁止法は、自由主義経済と公正な競争を 保護します。これらの原則を支持すること は、当社にとって重要です。それが法律であ るからというだけでなく、それが当社の信ず るものであるからです。シェルの社員には、 違法な慣行と戦うため、それぞれの役割を果 たすことが求められます。違法な慣行には、 価格の固定、市場協定、産出制限、談合入 札、および反競争的・独占的慣行が含まれま す。競合他社とのいかなる不適切な話合いや 合意にも関与しないよう、慎重にならなけれ ばなりません。

あなたの果たすべき責任

- 価格やその他割引、追加料金または掛売条件など、価格に関わる要素の固定について、たとえそれが非公式であっても競合他社と合意しない。
- 生産や生産量、産出量の縮小や安定化について、競合他社と合意しない。
- 特定の顧客や取引先、市場の分割について、競合他社と合意しない。
- 入札の不正操作を行わない。
- 国際的な政府制裁に関連する場合を除き、 いかなる顧客やサプライヤーの排斥につい ても他者と同意しない。

- 独立業者、供給業者および再販売業者に対して、最低価格やいかなる再販価格の設定を試みない。
- 正当な理由なく、競争上重要な情報を共有し たり受け取らない。
- 競合との合意が法的に許されていないあらゆる事項に関し、競合他社と議論を行わない。
- シェルの価格設定、生産、顧客、市場に関するすべての決定は、シェルが単独で行わなければならないという原則に従う。
- 業界での会合やその他のイベントにおいて、 競争上重要な問題に議論が及んだ場合は退出 する。その退出が認識されたことを確認し、 また直ちにそのことをシェル法務部またはシェル倫理&コンプライアンスオフィスに報告 します。
- 何らかの反競争的行為の疑いを持ったり、その 行為が適法かどうかの判断に迷ったら、声を上 げる。

インフォメーション窓口



独占禁止マニュアル、独占禁止規程、シェル規程保護、法務部の独占禁止担当連絡先は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ ethicsandcompliance/at

5.7 貿易コンプライアンス

あらゆる国際企業と同様に、当社は適用されるすべての国内および国際貿易コンプライアンス規制を遵守しなければなりません。貿易コンプライアンスには、物品、技術、ソフトウェア、サービスの輸出入および国内取引、ならびに国際的制裁措置および制限的取引慣行を管理する規制があります。

これらの適用法に準拠しない場合、罰金、遅延、物品の没収、シェルの輸出入権限の喪失、またシェルの信頼性を傷つけたり、個人に禁固刑が課されたりする恐れがあります。 規制内容、またそれらが自身の職務にどのように適用されるのかを認識することが必須です。そうすることが、会社が国際的に事業を継続していくための助けとなります。

あなたの果たすべき責任

- 国際間を移動するすべての物品やソフトウェアに関する正しい税関および輸出規制品目分類を取得、保持、伝達する。物品およびソフトウェアの物理的移動に関しては、評価および原産地情報も必要になります。
- 出張でノートパソコン、スマートフォンその他 の通信機器を含む社用の備品やハードウェアを 携帯する際は、会社のガイダンスに従う。

- 貿易・通関業者のサービスを利用する際は、 会社の手順に従う。
- ■エンドユーザー証明書を発行・作成する際 は、会社の手順に従う。
- 取引相手の第三者が、適用される制裁リスト において適切に審査されたことを確認する。
- 第三者との取引に疑いがある、または「危険 信号」に気づいた場合は、取引を停止し、貿 易管理マネージャーに助力を求める。
- 制裁対象国で、または制裁対象者とは、会社の手順に従い明確に承認された場合を除き、取引を行わない。制裁対象国または制限・制裁対象者との取引の承認を受けている場合は、会社のガイダンスに厳格に従わなければなりません。
- 軍事、防衛または薬剤関連の物品の製造、販売、輸出入を行う場合は、貿易管理マネージャーに助言と助力を求める。
- 会社の手順に従って、規制対象技術を分類、仕分け、処理する。
- 制限されている取引の要求を受けた場合は、 取引を停止し、貿易管理担当の法務顧問に助 言を求める。

インフォメーション窓口



貿易管理マニュアル、貿易管理手順&ガイダンスおよび危険信号は、こちらから参照できます。 http://sww.shell.com/ethicsandcompliance/tc

当社の行動規範を最後までお読みいただき、ありがとうございます。 本規範を読むことで、あなたとシェルに関わる主なリスクについて理解 し、また自身の果たすべき責任を認識、把握することにより、あなたが どのようにシェルの信頼性を守れるのかがわかるようになるでしょう。

もちろん、本規範はすべての状況を網羅しているわけではありません。ですから、どうすべきか迷ったら、いつでも助言を求めなければなりません。直属の上司、シェル倫理&コンプライアンスオフィス、人事部、シェル法務部に相談するか、グローバル・ヘルプラインに連絡してください。これは、誰かが本規範に違反し、シェルをリスクにさらしているのではないかという疑いを持ったとき、特に必要なことです。そのようなとき、声を上げるのは、あなたの義務です。

職務に変化があったときや、新たなジレンマに遭遇したとき、また単に記憶を確認する必要があるときに、いつでも本規範を参照してください。何より、あなたが日々本規範を実践し、常に正しい意思決定ができるようになることを、私たちは望んでいます。

6.1 用語集

慈善寄付

慈善団体に提供されるあらゆる価値のあるもの、または慈善事業に無料提供されるスポンサーシップ、またはあらゆる地域開発費用のこと。

競争上重要な情報

市場行動に影響を与えうるあらゆる情報。例えば、販売、価格、契約交渉、稼働率、生産に関する情報などがあるがこれに限定されない。

派遣社員

シェルとの直接的な契約関係はなく、外部企業により雇用され支払いを受けているが、シェルによる日々の監督のもとでサービスを提供する社員。

請負業者および/またはコンサルタント

シェル社に物品やサービスを提供するという契約を結んでいる個人または企業の総称。

規制対象技術

特定の輸出規制品目分類番号(ECCN)またはその他の規制品に関する政府の公式リストにより特定される物品。規制対象の物品、技術、ソフトウェア、サービスは、特定の相手または地域への輸出入に先立ち、政府の承認または認可を得る必要がある場合がある。

ファシリテーション・ペイメント

(通常、下級の) 公務員に対する、その職員が当然 担当すべきルーティン業務の遂行を保証・迅速化す るために支払われる、定められた手数料を超える少 額の支払い。

贈答品と接待

シェルの事業活動に関わる人が受け取ったり提供したりする、贈答品、旅行、宿泊、訪問、サービス、娯楽、外部コンペや抽選で得た景品その他の無償の物品、イベント、便益または価値のあるもの(を含むがこれに限定されない)。

公務員

あらゆる政府(地方または中央)の職員、または完全にあるいは部分的に政府の管理下にある企業の従業員、または政治政党の職員、または国際機関の職員、またはそれらすべての職員の近親者。

知的財産

特許権、実用新案、商標およびサービスマーク、ドメイン名、著作権(ソフトウェアの著作権を含む)、意匠権、データベース抽出権、ノウハウに関する権利、その他機密(ときに「企業秘密」または「独占所有物」と呼ばれることもある)情報、知的財産に関する契約による権利など。

記録

事業活動の証拠として作成または受領された、または法的、税務、規制および会計目的で必要とされる、またはシェルグループの事業や企業記録のために重要な情報の一部集積。記録は、紙上で、物理的物品として、画像または電子的読み取りが可能な形式または音声形式で存在しうる。

シェル社

Shell plcが、直接的または間接的に、経営支配権を保有するあらゆる会社。持ち株会社、サービス会社、事業会社が含まれる。

SME (Subject Matter Expert)

特定領域における専門家。

6.2 シェルの基本事業指針

指針1:経済性

長期的な収益性は、当社の事業目標達成と継続的成長のために欠くことができません。これは、効率性と、顧客がシェルの製品とサービスに見出す価値のいずれをも測る基準となります。これが、顧客のニーズを満たすための将来的なエネルギー供給を開発し、生産していくための継続的投資に必要な企業資源を提供します。収益と堅牢な財務基盤がなれば、当社の責任を十全に果たすことはできません。投資と売却の決定基準には、持続可能な開発への考慮(経済的、社会的、環境的)と投資リスクの評価が含まれます。

指針2:競争

シェル社は、自由主義経済を支持します。 当社は公平で倫理的に、適用される競争法の 枠組み内での競争を目指し、他社が当社と自 由に競争することを妨げません。

指針3:ビジネスにおけるインテグリティ

シェル社は、事業活動の全側面において誠 実であり、インテグリティを持って、公正 であることを貫き、当社が取引を行うすべ ての関係先が同様であることを望みます。 直接的または間接的な、あらゆる形式の賄 賂の提供、支払い、要求や受け取りは許さ れません。 ファシリテーション・ペイメントもまた賄賂であり、支払われてはなりません。従業員は、自身の個人的な活動と会社の業務活動における職務との利益相反を避けなければなりません。また、潜在的な利益相反を、従事する会社に申告しなければなりません。シェル社に代わって行うすべての商取引は、確立された手順に従って正確かつ公正に会社の会計に反映され、監査と開示の対象となります。

指針4:政治活動

A. 会社の活動

シェル社は、当社が正当な商業的目標を追求する事業を行っている国の法律の枠内で、社会的 責任を担う形で活動します。

シェル社は、政治政党や組織、またはその代表者への献金を行いません。シェル社は、政党政治に参加しません。しかしながら、政府に対応する際、シェル社には、当社とその従業員、顧客、株主、地域社会に影響を与える問題に関する自分たちの立場を、自分たちのコアバリューと事業指針に従う方法で表明する権利と責任があります。

B. 従業員の活動

従業員が、公職への立候補を含め、地域の活動への従事を望む場合、その地域の環境から判断して適切であれば、そのような活動の機会が与えられます。

指針5:健康、安全、セキュリティと環境

シェル社は、継続的な業績改善を達成するため、健康、安全、セキュリティおよび環境のマネジメントに体系的に取り組んでいます。

この目標に向け、シェル社はこれらを重要な 事業活動の一環として、改善に向けた基準と 目標値を定め、実績を外部的に測定、評価、 報告しています。私たちは、当社の事業運 営、製品、サービスの環境への影響を削減す る方法を、絶えず模索しています。

指針6:地域社会

シェル社は、当社が事業活動を展開するコミュニティの全般的幸福に、直接的または間接 的に貢献する方法を改善し続けていくことで、よき隣人であることを目指します。 当社は、自分たちの事業活動の社会的影響を注意深く管理し、地域社会への便益を高めるため、また事業活動によるあらゆる負の影響を軽減させるため、他者と協働します。加えて、シェル社は、直接的にまたは間接的に事業に関わる社会的な問題に、建設的な関心を向けます。

指針7:コミュニケーションと関わり合い

シェル社は、ステークホルダーとの定期的な対話と関わり合いが欠かせないことを認識しています。当社は、事業の機密性が何より優先されるという条件のもと、必要な情報を完全な形で正当な利害関係者に提供することにより、業績の報告を確実に行います。

従業員、ビジネスパートナーおよび地域社会との 関わり合いの中で、私たちは誠実さと責任を持っ て彼らの発言を聞き、その対応に努めます。

指針8:コンプライアンス

当社は、自分たちが事業活動を行う国の、すべての適応される法令を遵守します。



RECYCLED
Paper made from recycled material
FSC* C014147

© 2015 Shell International Limited(シェル・インターナショナル・リミテッド) 2015年11月発行

本発行物のいかなる箇所の複製も、Shell International Limitedの許可が必要です。 通常は、出典明記を条件に許可されます。

翻訳版と英語版で内容の不一致があった場合は、英語版が優先されます。

印刷元:Charterhouse Print Management

紙はAmadeus Silkを使用しています(100%リサイクル)。

印刷機および製作所はFSCの認可を受けています。